

## デジタル・コンテンツ利用促進協議会『会長・副会長試案』(概要)

### 1. 本試案の骨子

- ① 対象コンテンツの利用に関する権利の法定事業者への集中化  
(権利処理の簡素化のため)
- ② 権利情報の明確化(対象コンテンツの登録)  
(同上)
- ③ 適正な利用を過重な困難なく行い、原権利者に適正な還元がなされる仕組み  
(利益還元で再創造へ)
- ④ デジタル・コンテンツの特性に対応したフェア・ユース規定の導入  
(目まぐるしい技術革新に機動的なルール整備のため)

### 2. 対象コンテンツの利用に関する権利の集中化

#### (1) 対象コンテンツの範囲

- 原権利者の許諾を得て録画、録音、放送された映画、音楽、放送のコンテンツがまずは考えられる。
- もっとも、音楽については(現状での処理を踏まえて)対象コンテンツの範囲外とすることも考えられる。

#### (2) 権利を集中化するための要件

- 原権利者を尊重するという観点から、対象コンテンツの原権利者からのネット利用について別段の意思表示の有無をメルクマールとする。
- その際、対象コンテンツの利用・流通の促進を促すという観点からは、一定の要件、  
例えば、①全て  
②それよりも少数((i)4分の3以上、(ii)3分の2以上、又は(iii)過半数)

③いずれかの主要な  
原権利者からの別段の意思表示をメルクマールとする方が望ましいのではないか。

- 既存コンテンツについては、特別法施行時など、制定から一定の期間が経過した時点における原権利者の意思表示をメルクマールとすることが、既存コンテンツについて契約による処理促進のためには望ましいのではないか（契約の促進効果が期待できる）。

### (3) 法定事業者となる者

- 権利関係をできるだけ簡明にするという観点からすれば、一つの対象コンテンツにつきできる限り一人の法定事業者を特定すべき。
- 法定事業者は、権利情報の収集等を行い原権利者に適切な還元を行う当事者としての能力を有すると認められる者と規定すべき。

### (4) 法定事業者が有することとなる権利

- 法定事業者は、インターネット上での流通を目的として対象コンテンツを自ら利用し、又は第三者をして利用せしめる法定の非排他的な許諾権を持つとすることが考えられる。
- 原権利者自身による利用及び利用許諾は妨げられないこと。

## 3. 対象コンテンツの権利情報の明確化及びその効果

### (1) 対象コンテンツの権利情報の明確化(対象コンテンツの登録)

- たとえば、法定事業者が対象コンテンツの権利情報を一定の機関(「コンテンツID管理事業者」)に、国際技術標準である許諾コード方式等に基づいて、登録し、コンテンツID管理事業者は登録された情報を電磁的方法により公示することが考えられる。
- 権利の明確化のため、コンテンツ ID 管理事業者が、法定事業者から、一定の要件を満たした対象コンテンツの登録の申請を受け、その内容を電磁的方法により一定期間公示し、原権利者から自らが原

権利者であるにもかかわらず当該申請からその旨が欠如している等の異議が一定期間述べられなかった場合には、これを登録しなければならない等と規定することが考えられる。

## (2) 対象コンテンツの登録の効果

- 登録された対象コンテンツについては、実際の実権利者からの差止請求や人格権に基づく請求について、一定の場合に免責される旨の規定を定めることが、デジタル・コンテンツの利用・流通の促進という観点からは望ましいと考えられる。

## 4. **対象コンテンツの適正な利用と原権利者への適正な還元に向けた仕組み**

### (1) 法定事業者の負う義務

- 法定事業者は、自ら又は第三者をして、対象コンテンツを利用し又は利用せしめた場合には、対象コンテンツに係る原権利者に対し、対価の支払い義務を負う。
- たとえば、当事者間の契約において定められている場合にはそれにより、また、所在不明の原権利者等に対しては、何らかの公正な対価を決めるメカニズムを策定することが必要。
- 対象コンテンツの適切な利用を実現するためには、たとえば2通りの方策が考えられる。
  - A案 第三者からの合理的な条件での利用の申込に対しては、法定事業者が当該対象コンテンツの利用を許諾しなければならない応諾義務を負わせる。
  - B案 法定事業者がA案のような応諾義務は課さず、対象コンテンツの利用については、法定事業者の意思に基づき設定する条件やビジネスモデルに委ねる。もつとも、法定事業者が自ら利用せず、かつ、第三者からの利用の申し込みに対してもこれを拒否する場合には、合理的な理由を必要とし、対象コンテンツが死蔵されることを想定していない。

## (2) 法定事業者以外の事業者

- たとえば、自らコンテンツのライセンスを行うよりも第三者に行わせる方がよいと考える法定事業者等も存在すると思われるため、たとえば、現行の著作権等管理事業者に相当する事業者(「コンテンツ・ライセンス事業者」)を設けることが考えられる。
- コンテンツ・ライセンス事業者は、一定の財産的基礎を有し、収益の配分比率の策定、決済システムの整備等を行うことができる等と認められる者で、法定事業者から利用に関する許諾を受けた対象コンテンツを、第三者に非独占的に利用させ、当該第三者より得た公正な対価を権利者に支払う者と規定することが考えられる。
- コンテンツ・ライセンス事業者は、第三者からの合理的な条件での利用の申込に対しては、当該対象コンテンツの利用を許諾しなければならないと規定すべき。
- 上記A案による場合には、法定事業者に応諾義務を課すことに加え、法定事業者が一定期間内に登録を行わなかった対象コンテンツについては、コンテンツ・ライセンス事業者が法定事業者となることを認めるとすることも考えられる。  
他方、上記B案によるならば、コンテンツ・ライセンス事業者が法定事業者となることを認める必要はないと考えられる。

## 5. **デジタル・コンテンツの特性に応じたフェア・ユース規定**

- インターネット等の技術の進歩は非常に早く、また今後どのような技術が生まれるか分からないことから、適切な対応を機敏に可能とする制度が必要。
- そこで、その利用が公正であるといえる場合には、当該利用は、著作権及び著作者隣接権の侵害とならないものとする、いわゆるフェア・ユース規定を、本試案に基づく特別法において、独立して設けるべき。  
。

以 上